

厚生年金保険法改正に伴う企業会計基準の見直しについて (質問書)

退職給付会計における厚生年金基金の代行部分の取り扱いにつきましては、平成16年7月8日付け及び平成17年9月1日付けの要望書により、平成16年年金法改正に伴い見直すべきであるという意見を申し上げて参りました。

また、その後厚生労働省からも、今回の改正によって、代行部分について厚生年金基金が負っている債務は最低責任準備金であり、企業がそれを超える負担を求められることはなく、その財源調達責任は国にあるということが示されております。

それにもかかわらず、未だ見直しが実現しておりませんことから、見直す必要はないという意見に対して、見直すべきという立場から以下のとおり質問書を提出いたします。

本質問書に対して回答をしていただくとともに、16年年金法改正後の厚生年金基金の代行部分の実態を正確に反映した退職給付会計の見直しを早急に行っていただくようお願いいたします。

平成17年12月6日

企業年金連合会
理事長 加藤 丈夫

企業会計基準委員会
委員長 斎藤 静樹 殿

質 問 事 項

問 1

平成16年年金法改正後の厚生年金基金の代行部分について、厚生年金基金が負っている債務は最低責任準備金であり、それを超える企業の負担は発生しないことが明確となり、それに関する数学的論証も行われている。それにもかかわらず、退職給付会計における代行部分の取扱いを見直す必要はないという立場から、退職給付債務は発生給付評価方式（PBO）によって評価することが国際基準であり、その結果が、企業が将来負担すると見込まれるものと大きく乖離していたとしても問題ではないという主張が一部から行われている。

企業の財務諸表の作成及び利用の目的を考えると、当該企業の実態を正確に反映したものであることが求められることは当然である。将来、企業が追加の負担を求められ、その結果企業の財政状況に影響を及ぼすことが発生する可能性があるのかどうか最大のポイントとなる。このことは、退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書（平成10年6月16日、企業会計審議会）の「二 会計基準整備の必要性」における以下の記述からも明らかである。

「このうち確定給付型の企業年金制度では、近年、積み立てた資産の運用利回りの低下、資産の含み損等により、将来の年金給付に必要な資産の確保に懸念が生じているといわれている。この将来の年金給付に必要な資産の不足は、企業の年金給付コストの増加により、財政状況を悪化させるおそれがあることから、企業年金に係る情報は、投資情報としても企業経営の観点からも極めて重要性が高まっているとの指摘が行われている。」

また、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（平成11年9月14日日本公認会計士協会）によれば、「また、凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。」とあることから、日本公認会計士協会も、事業主に負担が及ぶのか否かが代行部分の取り扱いを判断する基準であると考えていたことは明白である。

現行のPBO方式は、一般の企業年金における退職給付の債務を評価する際の基準として国際的に定められているものである。しかしながら、16

年改正によって、代行部分は一般の企業年金とは全く異質のものとなった。最低責任準備金を超えて企業が負担を行うことは制度の仕組み上あり得ず、しかもその最低責任準備金は過去の実績に基づいて算定される確定した数値である。このように、企業が負っている債務が大きく変化したにもかかわらず、現行の取扱いを継続するならば、企業が負っている債務から大きく乖離した債務を計上することになり、企業会計基準としての意味を大きく損なうことになる。

また、見直しを行わない場合には、企業会計原則の一般原則に掲げる「真実性の原則」及び「明瞭性の原則」に反することとなる。

それにもかかわらず見直しを行わない理由は何か。

問 2

仮に、代行部分の取扱いの見直しを行わない場合、厚生年金基金を設立している企業の財務諸表において、法律上、決して求められることのない負担まで債務として評価される結果として、基金を設立している企業と設立していない企業との間で、企業の負っている債務についての比較可能性が失われ、投資情報としての価値を大きく損ねる結果となる。それにもかかわらず見直しを行わない理由は何か。

問 3

例えば、最低責任準備金で評価すれば債務超過でないにもかかわらず、PBOで評価したために債務超過となった企業があった場合、当該企業にとってはどちらで評価されるかはまさに大問題である。代行部分の取扱いの見直しを行わない場合、法律上、決して求められることのない負担まで債務として評価し、その結果として当該企業及びその企業に投資している投資家などに対して極めて大きな不利益を与えることになるが、このような不当な結果を発生させる現行の取扱いを継続する理由は何か。

さらに、当該企業が債務超過を理由に清算を行い、それに伴い厚生年金基金を解散した場合には、最低責任準備金を支払えば代行部分に関する義務は終了するため、結果としてみると債務超過ではなかったということが発生する。無論、継続を前提とする企業会計による財務状況と企業清算後の状況とが異なることは一般に発生し得るものであるが、この不整合は、法律上、決して求められることのないものを債務として認識するという企業会計基準の結果として発生するものであり、十分に回避可能なものである。

あえてこのような不整合を発生させる基準とする理由は何か。

問 4

16年改正後の代行部分についての厚生年金基金の立場は、規約型確定給付企業年金における受託機関の立場と同じであるという意見に対し、厚生年金基金は最低責任準備金までの支給義務を実質的に負うこと、運用リスクを負うことを理由として受託機関とは異なるという反論がなされている。しかしながら、まさに厚生年金基金は最低責任準備金を確保する義務があり、そのための運用リスクは負うからこそ、最低責任準備金で評価すべきであるにもかかわらず、見直しを行わない理由は何か。

問 5

見直しを行うと現行の退職給付会計の枠組みが壊れるとの主張が一部から行われているが、現行の仕組みの中で取り扱えないから見直しを行わず、結果として負担の実態と乖離しても問題はないという考え方は本末転倒である。そもそも何のために会計基準があるのかということが問題となる。

現行の実務指針の公開草案（平成11年8月2日）では、代行部分を対象外とするとされていたが、当然、その時点では退職給付会計の枠組みを壊さずに対象外とする方策が考えられていたはずである。なぜ、今回その方策を採用できないのか。

また、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（平成11年9月14日日本公認会計士協会）によれば、「また、凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。」とあるが、そもそも見直しを行うと退職給付会計の枠組みが壊れるので見直しを行えないとするならば、この実務指針で「結論を再度検討すべきと考える」と述べているのはいかなる意味か。

問 6

見直しを行う必要はないという立場から、退職給付引当金は当期の費用として繰り入れたものの残高を示すものなので、実際に将来負担するものと大きく乖離していても問題はないという主張が一部からなされている。

退職給付引当金は、勤務費用、利息費用、期待運用収益等から退職給付費用を算出し、その退職給付費用の繰り入れ残高として計算される。その一方で、企業から企業年金に拠出された掛金は退職給付引当金から控除されるという構造となっている。

このような退職給付引当金の構造を捉えて、企業が将来負担するものとは関係がないという主張が一部からなされているが、論理が不明である。どのような論理過程を経てそのような結論が導かれるのか。

問 7

退職給付費用と掛金拠出額との関係については、平成12年3月に以下の意見照会が日本公認会計士協会から国税庁宛に提出されている。

退職給付会計に係る税務上の取扱いについて（意見照会）
（平成12年3月16日 日本公認会計士協会 国税庁）

「3. 適格退職年金等に基づく損金処理額」の（理由）欄

……。もし、年金財政計算と年金数理計算が一致していれば、各事業年度における会計上の退職給付費用は適格退職年金等への拠出金額と一致するはずである。しかし、両者の計算方法が異なることによる費用発生額と現金支出額との期間のずれがあるために、各事業年度の費用計上額と拠出金額は一致しないが、年金制度が終了した時点では両者の累計額は一致する。したがって、退職給付費用を税務申告上すべて否認するとともに、拠出金を損金算入する方法にも合理的理由がある。

これによると、退職給付費用と掛金拠出額との関係については、単に期間のずれがあるため各事業年度ごとにみると一致しないが、年金制度が終了した時点での累計額は一致するものであり、退職給付引当金はそのタイミングのずれを調整するためのものであることになる。そして、この考え方に基づき現在の税法上の取扱い（退職給付費用を税務申告上すべて否認するとともに、拠出金を損金算入する方法）が定められていることになる。

すなわち、退職給付費用と掛金拠出額とは無関係に定めることができるも

のではなく、相互に密接な関係を持つものである。また、そうであるからこそ、退職給付費用を積み上げる一方で掛金拠出額を控除することによって算出される退職給付引当金が企業の負債として意味を持つことになる。

したがって、平成16年の改正によって代行部分についての企業の負担の実態が大きく変更された以上、退職給付費用の算出方法もそれに応じて見直しが行われる必要がある。もし、見直しが行われない場合、相互に整合性のない退職給付費用と掛金拠出額の差し引き残高として退職給付引当金が算出されることになり、企業の負債を表示するものとして妥当性を欠くと考えられるが、それにもかかわらず見直しを行わない理由は何か。

問8

平成17年11月30日の退職給付専門委員会に提出された資料（たたき台）では、当面の取扱いとして、給付現価交付金が交付された場合には、その額を退職給付費用から控除する方法が提示されている。

しかしながら、平成16年改正によって創設された給付現価交付金は、交付が行われた場合年金資産は増大するが、その一方で厚生年金基金の代行部分の債務である最低責任準備金も同じだけ増大する仕組みとなっており、一般の国庫補助金や従業員拠出金とは全く性格の異なったものである。

この給付現価交付金の本質的な意味と、交付金を退職給付費用から控除するという取扱いとの間には全く整合性がないが、それにもかかわらず、このような取扱いとする理由は何か。